

## 自治体間の広域連携を活用したシェアサイクルについて

自治体間の広域連携を活用したシェアサイクルについて、事業の実施方法を改めることとしたので以下のとおり報告する。

### 1 概要

自治体間の広域連携を活用したシェアサイクルは、事業主体である区と運営主体である株式会社ドコモ・バイクシェア(以下「事業者」という。)が協力し、各々の役割分担のもと事業を推進しており、利用エリアの拡大に伴い利用者数及び利用回数は順調に増加している。また、東京エリアにおける事業者の財務体質は、利用者数及び利用回数の増加と合わせ改善が図られてきている。

このような中、令和3年度に事業者から広域連携各区に対し、今後のサービスエリアの拡大などの更なる事業強化を図るため、これまでの広域連携各区と事業者の役割を変更し、自らが車両の導入に関する投資を行い、事業の発展に貢献していく事業方針とする旨の協議があった。

このことから、これまでの区と事業者の役割を一部見直し、事業経費の負担について、原則として事業者負担による事業の実施方法に改める。

### 2 経緯

令和4年3月10日	新たな事業方針に関する協議
3月15日	新たな事業方針に対する区の回答
4月1日	自転車シェアリング広域連携に関する変更協定等の締結

### 3 今後の進め方

区は、事業主体としてシェアサイクルの更なる利便性向上に向け、令和4年度も公有地及び民有地において区民の利便性等を踏まえたサイクルポートの設置を事業者とともに進め、適切な役割分担のもと事業の検証を進める。但し、事業者からの協議を踏まえ、令和3年度分より事業に関わる経費について区は負担せず、原則として全て事業者が負担し、事業拡大を図る。

なお、令和4年度は、シェアサイクルの更なる利用促進を図るため、事業者の協力ののもと、区民を対象とした個人向けや法人会員向けなどのサービスを実施する。

#### 4 今後の予定

令和4年度内	サイクルポートを約10ポート設置 令和3年度の実証実験結果の検証
令和4年度末	令和5年度以降の事業方針の決定